

令和3年(2021年)5月26日

越谷市高齢者バス・タクシー共通利用券を配布します

越谷市では、コロナ禍の下、市民生活や経済活動の基盤となる地域公共交通網を維持・確保するとともに、高齢者の移動手段として、バスとタクシーの乗車に利用できる「越谷市高齢者バス・タクシー共通利用券」を配布し、地域公共交通の利用を促進します。

事業概要等、詳しくは下記のとおりです。

<事業概要>

1 利用期間

令和3年6月1日から令和4年2月28日まで(9ヶ月間)

2 配布対象者

令和3年度内に越谷市に在住(住民登録あり)し、令和3年度の年度年齢が65歳以上となる市民(昭和32年4月1日以前に生まれた者)

3 利用可能な公共交通事業者

市内を運行するバス事業者 6事業者
市内に本社又は営業所を置くタクシー事業者 35事業者

4 越谷市高齢者バス・タクシー共通利用券の概要

金額 3,000円/人(100円券×30枚)
利用期限 令和4年2月28日まで
利用範囲 運行の起点又は終点が越谷市内となるバス・タクシーの利用
利用用途 ワクチン接種時の移動や、日常生活における買い物や通院など

5 別添資料

利用できる公共交通事業者一覧
越谷市高齢者バス・タクシー共通利用券イメージ

【問い合わせ】都市計画課長 田中 祐行
電話048-963-9221